

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月、会社AからB所在のC会社（以下「会社」という。）に出向となり、ジュースの販売に伴う営業事務を担当し、パソコン作業、書類審査、データチェック、電話応対等の業務に従事していた。

請求人は、首、肩の凝り、不眠、強い疲労感を感じたことから、平成〇年〇月〇日にD医院に受診し「頰肩腕症候群、不眠症、不安神経症、末梢神経障害」等（以下「本件疾病」という。）と診断され、同月〇日から平成〇年〇月〇日までの間休業した（以下「1回目の休業」という。）。

その後、請求人は、同月〇日に職場復帰し、同年〇月〇日にE会社に出向して、同社のFセンターにおいて伝票処理等の業務に従事していたところ、再び全身の痛み、右手首及び両手親指等の痛み、不眠が現れたため、同年〇月から同年〇月〇日までの間休業した（以下「2回目の休業」という。）。なお、この間、請求人は、同年〇月〇日、G医院に受診し「右デケルバン炎」と診断された。

請求人は、同年〇月に職場復帰したが、徐々に首、肩に痛みが広がり、両手指、肘の痛みとともに、両手に麻痺が現れたことから、平成〇年〇月〇日、H診療所に受診し「頰肩腕障害」と診断され、同月〇日から3回目の休業をした。

(2) 請求人は、監督署長に、本件疾病は、会社における過重な業務が原因である

として、1回目の休業及び2回目の休業に係る休業補償給付及び療養補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日付けで、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした（以下「第1次処分」という。）。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及び、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（以下「第1次裁決」という。）。

その後、請求人は、第1次処分の取消しを求めて、I地方裁判所に提訴したが、同裁判所は平成〇年〇月〇日付けで原告（請求人）の請求を棄却する旨の判決をした。請求人はこの判決を不服としてI高等裁判所に控訴したが、同裁判所は平成〇年〇月〇日付けで控訴人（請求人）の控訴を棄却した。その後、請求人は最高裁判所に上告した。

- (3) 請求人は、この間、後続請求として、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したが、監督署長は、第1次処分と同様の理由により、また、上記請求期間のうち、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に係るものは時効により請求権が消滅しているとして、平成〇年〇月〇日付けで、これを支給しない旨の処分をした（以下「第2次処分」という。）。

請求人は、第2次処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及び、当審査会は同年〇月〇日付けでこれを棄却した（以下「第2次裁決」という。）。

- (4) 次いで、請求人は、上記の後続請求として、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、第1次処分と同様の理由により、平成〇年〇月〇日付けで、これを支給しない旨の処分をした（以下「第3次処分」という。）。

請求人は、第3次処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及び、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

た（以下「第3次裁決」という。）。

(5) さらに、請求人は、上記の後続請求として、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は第1次処分と同様の理由により、平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をした（以下「第4次処分」という。）。

請求人は、第4次処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

当審査会は、すでに第1次裁決、第2次裁決及び第3次裁決により本件疾病が業務上の事由によるものとは認められないと判断している。

本件再審査請求に当たり、請求人らは、休業していたJの後任であるKが実際には就労しておらず、請求人が一人でJの分まで業務を行っていた旨述べている。そのため、当審査会において、請求人の行った業務に関して新たに提出された証拠を含む一件記録を精査したが、請求人が従事した業務は「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」（平成9年2月3日付け基発第65号）及び「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準の運用上の留意点について」（平成9年2月3日付け事務連絡第1号）の要件を満たすものとは認められない。したがって、本件疾病は業務上の事由によるものと認められないとした第1次裁決、第2次裁

決及び第3次裁決の判断を、本件において変更する理由はないものと判断する。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。